

II 援護關係

重 点 事 项

(重点事項)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について

1. 制度の概要

- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金は、長年にわたり、障害のある夫の介助、看護や家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給するもの（昭和41年に制度創設）。
- 昭和41年の制度創設以降、これまでに、10年ごと（昭和51年、昭和61年、平成8年、平成18年）のほか、中間年（昭和54年、平成3年、平成13年）においても法改正を行い、特別給付金の支給を行ってきた。

2. 改正内容等

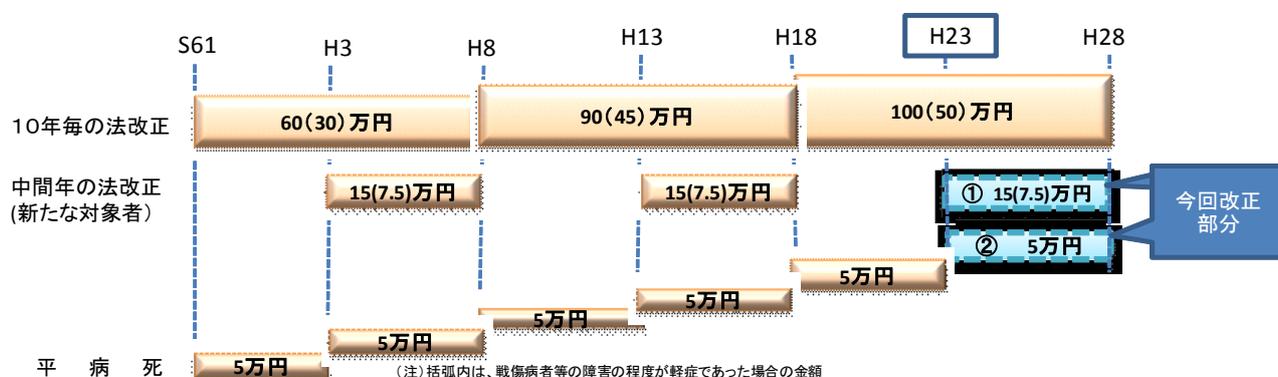
本年は中間年にあたることから、通常国会に、下記の者に対して戦傷病者等の妻に対する特別給付金を支給するための改正法案を提出する予定。

（平成23年10月1日施行予定）

- 平成15年4月2日から平成23年4月1日までに新たに戦傷病者等の妻になった者。
- 平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に戦傷病者等が平病死（※）した場合の、当該戦傷病者等の妻。

（※）平病死・・・障害年金受給者が障害年金の支給事由（公務上の傷病等）以外の傷病により死亡した場合

・対象者の推計人員 新規対象者：80人、平病死対象者：7,000人



予 算 概 要

(予算概要)

平成23年度援護関係予算(案)の概要

【22年度予算】

【23年度予算案】

46,140百万円

→

42,808百万円※

※社会・援護局(援護)計上分 33,150百万円

※社会・援護局(社会)計上分 9,658百万円

1 援護年金 31,132百万円 → 27,060百万円
(受給人員 16,455人 → 14,531人)

2 戦没者慰霊事業の推進 1,402百万円 → 2,234百万円

うち、平和を祈念するための硫黄島特別対策事業 174百万円 → 1,160百万円

※遺骨帰還関係経費150百万円→1,110百万円、慰霊巡拝関係経費24百万円→50百万円

○国内最多数の御遺骨が眠る硫黄島において、政府一体となって御遺骨の帰還や戦没者の慰霊を推進する(22年度補正予算にて約1.9億を措置。合計13.6億円)

(1) 遺骨帰還等 874百万円 → 1,766百万円

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 334百万円 → 283百万円

(うち、洋上慰霊経費 154百万円 → 0百万円)

(3) 全国戦没者追悼式挙行経費 132百万円 → 133百万円

3 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給 0 → 43百万円
(支給事務費)

4 中国残留邦人等の援護等 11,536百万円 → 11,703百万円

(1) 中国残留邦人等に対する支援 11,371百万円 → 11,506百万円

※上記のほか、職業安定局において生活支援と連動した職業相談に係る経費23百万円を計上

(2) 戦没者等援護関係資料の整備 165百万円 → 197百万円

※百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

連 絡 事 項

(連絡事項 1)

遺骨帰還等慰霊事業

(1) 遺骨帰還

ア 南方地域等における戦没者の遺骨帰還

平成23年度においては、寄せられた遺骨情報に基づき、民間団体の協力を得ながら、8地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア、パラオ、インド、沖縄、硫黄島）において実施するほか、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を行うこととしている。

◎ 海外未送還遺骨の情報収集事業

戦後60数年を経過し、遺骨情報も減少し、遺骨帰還が困難な状況になりつつあるため、平成18年度からフィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島及びインドネシアにおいて未送還遺骨の情報収集事業を実施している。

◎ フィリピンにおける状況

フィリピンについては、一部に比人の遺骨が含まれているのではという指摘を受け、遺骨収容事業を中断しており、事実関係の確認を含め検証を進めているところである。この検証の結果、改善すべきところがあれば改善を行った上で事業を再開することとしている。

◎ 硫黄島における状況

硫黄島からの遺骨帰還については、政府一体となって取り組むため、菅内閣総理大臣の指示により、平成22年8月10日付けで「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」が設置されたところ。平成22年12月の遺骨収容・調査において、米国資料情報に基づく収容場所が集団埋葬地である可能性が高いことを確認し、これまでに3百柱を超える御遺骨を収容したところ。平成23年度からは、「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業」として、硫黄島からの遺骨帰還の取組を強化することとしている。

イ ソ連抑留中死亡者の遺骨帰還

平成3年度から実施。平成22年12月までに17,293柱の遺骨を収容したところである。

平成23年度においては、ロシア連邦等5地域（ザバイカル地方、沿海地方、アムール州、イルクーツク州、モンゴル）において実施することとしている。

ウ 都道府県に遺族、団体、協力者等から埋葬地など遺骨に関する情報が寄せられた場合には、援護企画課外事室に、随時、御連絡願いたい。

エ 従来、遺骨の収集及び送還を総称する用語として「遺骨収集」という用語を用いてきたが、より遺骨に丁重に対応する観点から、総称する用語としては「遺骨帰還」という文言に、遺骨の「収集」という個々のプロセスに関する用語としては「遺骨収容」という文言に置き換えることとした。

(2) 慰霊巡拝

ア 南方地域等

旧主要戦域となった地域における遺族を対象として実施しているところであり、平成23年度においては、7地域（フィリピン、東部ニューギニア、インドネシア、中国、ビスマーク・ソロモン諸島、パラオ、硫黄島）について実施することとしている。

イ 旧ソ連地域

これまで、埋葬場所が特定されている地域を中心に実施してきたが、平成15年度からは埋葬場所の特定の有無にかかわらず、各地方・州毎に広く遺族の参加を募っており、平成23年度においては、ロシア連邦等5地域（ハバロフスク地方、アムール州、沿海地方、グルジア、モンゴル）について実施することとしている。

ウ 参加遺族の募集

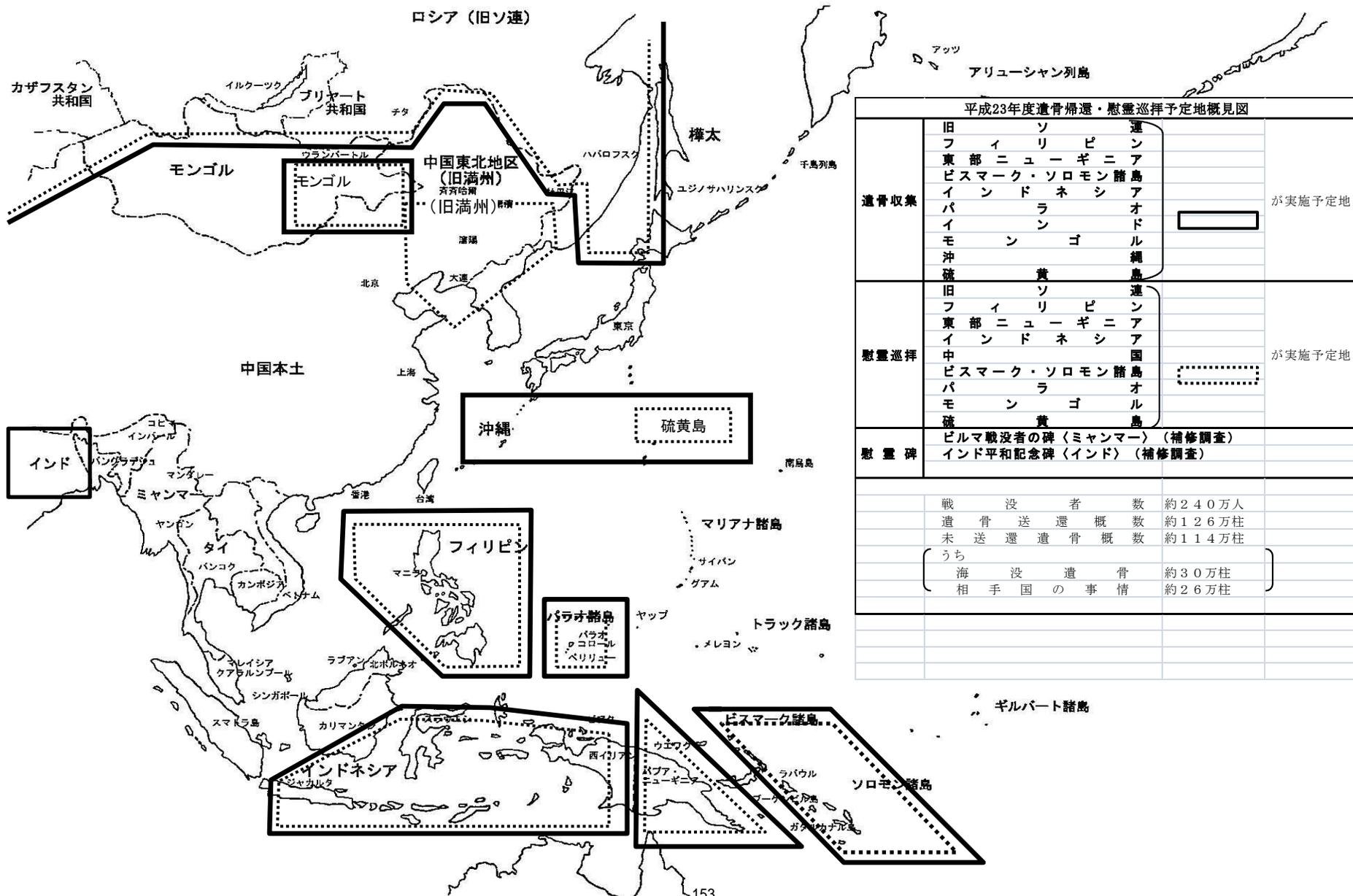
同事業の実施にあたり、都道府県においては、参加遺族の推薦方よろしくお願ひしたい。

なお、参加遺族の募集にあたっては、都道府県及び市区町村の広報誌等へ早期に掲載できるように、2月中をメドに、各都道府県援護主管課宛の事務連絡により、実施予定地域毎の実施時期、派遣予定人員をお知らせすることとしている。

(3) 慰霊碑の建立

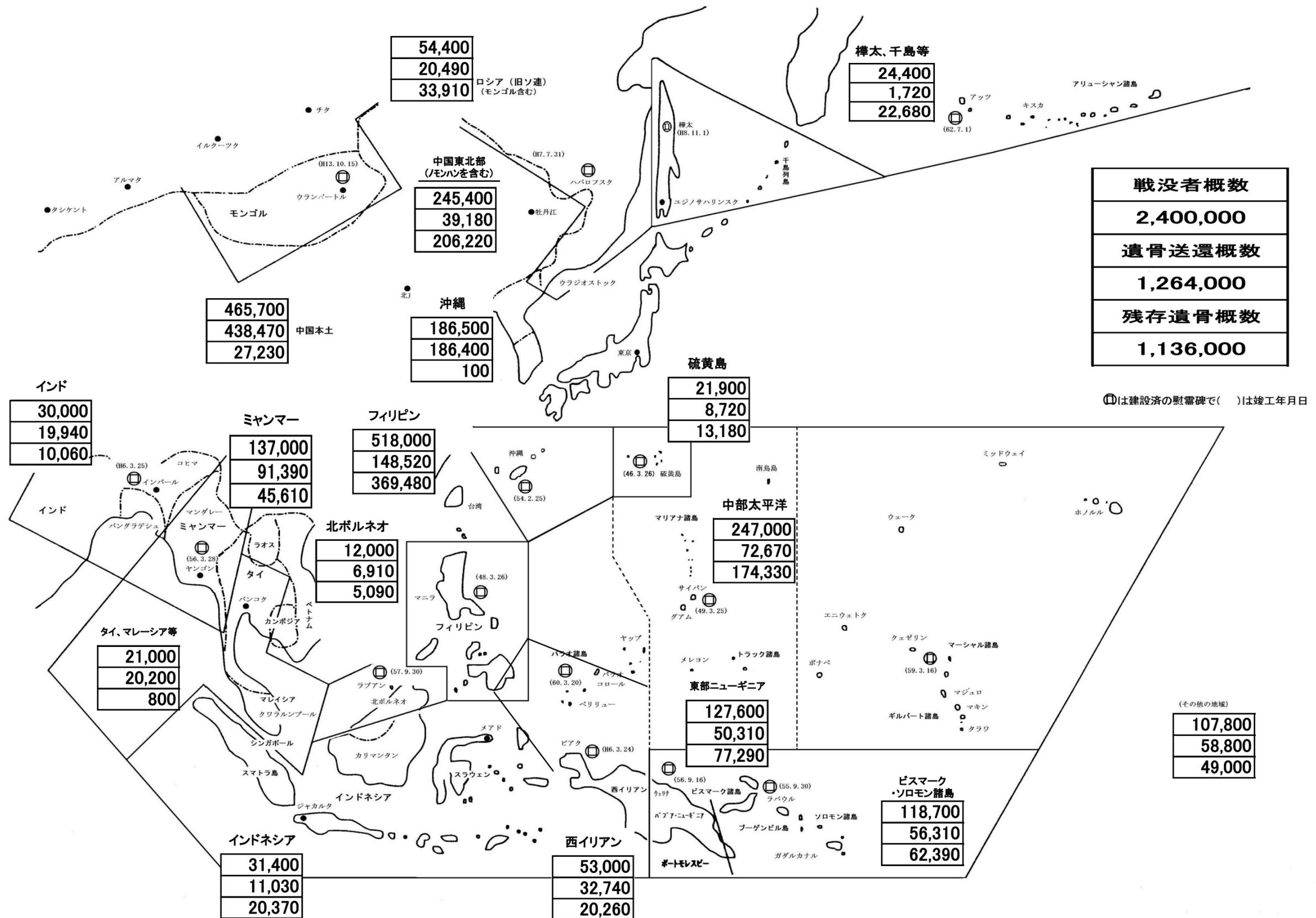
硫黄島及び海外旧主要戦域14か所に建立している戦没者慰霊碑については、現地の関係機関等と委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。

平成23年度遺骨帰還・慰霊巡拝等予定地域概見図



種別	対象地域	実施予定地
遺骨収集	旧ソ連	が実施予定地
	フィリピン	
	東部ニューギニア	
	ビスマーク・ソロモン諸島	
	インドネシア	
	パラオ	
慰霊巡拝	モンゴル	が実施予定地
	沖縄	
	硫黄島	
	旧ソ連	
	フィリピン	
	東部ニューギニア	
慰霊碑	ビルマ戦没者の碑（ミャンマー）（補修調査）	
	インド平和記念碑（インド）（補修調査）	
戦没者数		約240万人
遺骨送還概数		約126万柱
未送還遺骨概数		約114万柱
うち		
海没遺骨		約30万柱
相手国の事情		約26万柱

地域別戦没者概見図(平成22年11月30日現在)



(連絡事項 2)

戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達

(1) DNA鑑定

平成11年度から同21年度までに旧ソ連地域等から遺骨を送還し、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族約8,300人に対して、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を案内し、約1,600人から申請があり、平成22年11月末までに身元が判明した遺骨780柱を順次遺族に返還している。

なお、平成22年度に帰還した遺骨に係る関係遺族への「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」は平成23年度内に送付する予定である。

【参考】

平成15年3月に取りまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、平成15年度から、遺骨から有効なDNAを抽出できること、埋葬者資料等が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して国費によりDNA鑑定を実施している。

(2) 遺骨及び遺留品の伝達

遺骨及び遺留品については、平成3年度以降の旧ソ連抑留中死亡者の遺骨帰還及びDNA鑑定の進展に伴い、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

都道府県職員が厚生労働省において遺骨等を受領できるように地方自治法附則第10条の規定に基づき各都道府県に対して旧軍関係調査事務等委託費で予算措置を行っているが、伝達数が複数あること及び日程調整が可能な場合、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、随時ご相談願いたい。

なお、都道府県庁において記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

都道府県別DNA鑑定結果

平成22年11月末日現在

県コード	都道府県名	申請数	判明数	否定数	鑑定待数	備考
1	北海道	84	39	38	7	
2	青森県	38	22	12	4	
3	岩手県	51	21	27	3	
4	宮城県	20	11	8	1	
5	秋田県	22	7	13	2	
6	山形県	35	12	23	0	
7	福島県	31	14	14	3	
8	茨城県	32	13	17	2	
9	栃木県	19	11	6	2	
10	群馬県	20	13	7	0	
11	埼玉県	78	38	35	5	
12	千葉県	78	35	36	7	
13	東京都	111	48	57	6	
14	神奈川県	75	24	46	5	
15	新潟県	34	12	19	3	
16	富山県	19	8	6	5	
17	石川県	12	6	4	2	
18	福井県	6	4	2	0	
19	山梨県	14	9	4	1	
20	長野県	39	19	17	3	
21	岐阜県	34	11	19	4	
22	静岡県	45	28	15	2	
23	愛知県	48	29	14	5	
24	三重県	23	13	8	2	
25	滋賀県	14	6	8	0	
26	京都府	23	10	11	2	
27	大阪府	59	35	20	4	
28	兵庫県	50	25	21	4	
29	奈良県	16	13	2	1	
30	和歌山県	19	14	4	1	
31	鳥取県	8	2	6	0	
32	島根県	25	13	6	6	
33	岡山県	34	16	16	2	
34	広島県	101	49	38	14	
35	山口県	31	23	7	1	
36	徳島県	9	4	4	1	
37	香川県	8	3	3	2	
38	愛媛県	22	11	9	2	
39	高知県	24	9	13	2	
40	福岡県	57	34	21	2	
41	佐賀県	7	3	4	0	
42	長崎県	12	6	6	0	
43	熊本県	21	12	7	2	
44	大分県	19	4	13	2	
45	宮崎県	21	15	4	2	
46	鹿児島県	35	22	13	0	
47	沖縄県	12	3	5	4	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		1,596	780	688	128	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない。)申請数は平成11～21年度帰還分に対して申請のあった件数である。

戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5ヵ年)

平成22年11月末日現在

県コード	都道府県名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合計
1	北海道	8	6	4	1	2	21
2	青森	9	1	2	1		13
3	岩手	8	6	3	1		18
4	宮城	4	1	1	1		7
5	秋田	2	1	2		1	6
6	山形	4	3	2	1		10
7	福島	6	1	1	1		9
8	茨城	2	4	2			8
9	栃木	3		1	1		5
10	群馬	3	4	4			11
11	埼玉	10	4	8	2	1	25
12	千葉	12	11	4	2		29
13	東京	11	15	11	2		39
14	神奈川	9	5	6	1		21
15	新潟	1		3	3		7
16	富山	1	2	1	1		5
17	石川	1	1	2	1		5
18	福井	1		3			4
19	山梨	5	2	1	1		9
20	長野	3	3	10			16
21	岐阜	1	3	2	1		7
22	静岡	6	5	10	1	1	23
23	愛知	4	8	1	2	2	17
24	三重	4	4	2			10
25	滋賀	3	1	1			5
26	京都	3		2	1	1	7
27	大阪	8	7	8	3	1	27
28	兵庫	8	4	3	1		16
29	奈良	6	2				8
30	和歌山	4	3	1		1	9
31	鳥取	1	1				2
32	島根	3	4	1	1	1	10
33	岡山	5		5			10
34	広島	7	17	14	2	1	41
35	山口	8	2	7			17
36	徳島	1	1			1	3
37	香川				1		1
38	愛媛	3		3	2		8
39	高知	4	1	3			8
40	福岡	10	8	4	2	2	26
41	佐賀	1	1	1			3
42	長崎		2	1	1		4
43	熊本	1	1	7			9
44	大分	1		2	1		4
45	宮崎		5	2	2	1	10
46	鹿児島	3	4	7	1	1	16
47	沖縄			1	1		2
99	日本国外						0
計		198	154	159	43	17	571

注:上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

(連絡事項 3)

中国残留邦人等に対する支援策の実施

(1) 中国残留邦人等に対する支援策の実施

中国残留邦人等に対しては、平成19年における「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」（以下「支援法」という。）の一部改正により、平成20年4月から、満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の実施及び地域における生活支援等を柱とする新たな支援策を開始し、3年目を迎えたところである。

皆様のご協力のもと、支援策は順調に浸透しつつあるが、中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、需要に応じた地域での生活支援などについてきめ細かな運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

なお、中国残留邦人等の高齢化により、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要がさらに高まっていることから、平成20年3月31日付けの国土交通省通知の趣旨を踏まえ、公営住宅管理部局との十分な連携を図るなどし、良質な住環境の確保にもご協力をお願いしたい。

【参考】国土交通省通知

「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」（平成20年3月31日付け国住備第143号 住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知）

(2) 支援給付事務の監査

支援法第14条の規定により、その規定の例によるものとされた生活保護法第23条の規定の例により、平成21年度より支援給付事務の監査を都道府県・指定都市のご協力を得て実施しているところである。

平成23年度以降も、支援給付事務の適正な運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

なお、平成23年度に厚生労働省が実施する実地監査の対象となる都道府県市は、本年4月中にお知らせするとともに、平成22年度に厚生労働省が実施した監査の結果については、問題の多かった事項など全般的な状況を取りまとめた上で、本年5月中にお示ししたいと考えている。

(連絡事項 4)

中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止

中国残留邦人等に対する満額の老齢基礎年金等の支給のための一時金の支給については、権利を取得した日から5年経過すると申請することができなくなり、平成20年1月1日の改正支援法施行時に権利を取得した者の申請期間は、平成24年12月31日までとなっている。

このため、厚生労働省においては、平成23年度より、ポスターの配布など広報活動を通じて時効失権防止対策に努めることとしているので、その際には、各都道府県・市においてもご協力をお願いしたい。

(連絡事項 5)

旧ソ連抑留中死亡者の資料調査

旧ソ連抑留中死亡者の資料調査については、平成3年以降、ロシア側より、約4万1千人の死亡者名簿を入手し、日本側資料との照合調査を行い、特定できた者は、本籍都道府県の協力を得て遺族調査の上、遺族に記載内容をお知らせしてきている。

しかしながら、抑留中死亡者約5万3千人のうち、名簿等が未提供の約1万2千人とロシア側資料では情報不足であった約9千人については特定されていないことから、この約2万1千人の名簿をロシア政府に提供し、更なる調査・資料提供を要請しているところである。

昨年は、約70万枚の旧ソ連抑留者登録カードを入手し、現在、資料未提供等により特定に至っていない約2万1千人の日本側資料との照合調査を行っているところである。

当該カードにより新たに特定できた死亡者1,482名(平成22年12月末)については、本籍都道府県の協力を得て遺族調査を行い、順次遺族に記載内容をお知らせしているところである。

厚生労働省としては、戦後65年が経過し、関係遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア側に資料提供の働きかけを行うとともに、一人でも多くの死亡者を特定できるよう照合調査の促進を図ることとしており、都道府県においても引き続き協力方よろしく願います。

【参考】

「旧ソ連抑留中死亡者名簿の調査進捗状況」(平成22年12月末現在)

・ 日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 死亡者が特定できた者	約 34,000人
資料が未提供等の者	約 19,000人

(連絡事項 6)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の時効失権防止

1. 時効失権に係る動向

特別弔慰金等の時効失権については、平成19年以降国会において度々問題として取り上げられ、平成22年の通常国会でも、大臣(当時)から、時効制度の廃止は困難であるが、広報をはじめとする時効失権防止対策をしていく旨の答弁があった。また、平成21年3月には戦没者等の妻に対する特別給付金について、国等が制度広報・周知を徹底して行わなかったため時効により失権したとして、戦没者の妻の方から提訴(※)されるなど、時効失権防止対策をより一層強化することが求められている。

※ 平成22年10月に原告敗訴の判決が言い渡された。原告が控訴したため、現在高等裁判所で係争中。

2. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の時効失権防止への取組

平成21年4月1日から受付を開始した戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期間は平成24年4月2日迄となっている。

厚生労働省としては、今回の支給対象者数を5万人と見込んでいるところ、平成22年11月末現在受付件数は、36,400人である。

厚生労働省としては、対象となる遺族から漏れなく請求をしていただくことが重要であると考えており、平成21年7月には恩給等の失権者の遺族に対して、個別案内を実施した。

平成23年度は請求期間の最終年度となることから、都道府県においても、時効失権防止対策をより一層強化して実施されるよう、既に当省から送付している恩給公務扶助料等失権者リストと都道府県の援護(国債)システムから出力される特別弔慰金既請求者とを突合するなどし、受給権者と思われる遺族で未請求の者に対し、是非、個別の制度案内を行って頂くようお願いしたい。

また、厚生労働省ではポスターを作成したり、また、あらゆる政府広報の機会を捉えて全国に制度案内を行う予定である。

都道府県及び市区町村におかれても、自治体の広報紙等を活用した広報活動について、なお一層努力されるようお願いしたい。

(連絡事項 7)

昭和館・しょうけい館の入館促進

昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設であり、常設展示室における実物資料の展示等を行うとともに、特別企画展を毎年開催し、また、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。

しょうけい館は、戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、後世代にその労苦を伝えることを目的として、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設であり、昭和館と同様に常設展示室における展示や、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行っている。

厚生労働省としては、両館の情報を厚生労働省ホームページ等へ掲載するとともに、両館の来館者の促進につとめているところであり、今後ともあらゆる機会を捉えて全国に広報を行う予定であるが、都道府県及び市区町村におかれても、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等についてご配慮いただきたい。

(連絡事項 8) 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について

(1) 概要

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（以下「戦後強制抑留者特別措置法」という。）は、参議院総務委員長提案の議員立法であり、平成22年6月16日成立し、同日公布・施行された。具体的な規定内容は以下のとおり。

① 特別給付金の支給

戦後ソ連又はモンゴルに強制抑留された者で、施行日において日本国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金（総務省所管）が、帰還時期の区分に応じて25万円～150万円の特別給付金を支給。（請求期限平成24年3月末）

② 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定・公表

政府は、戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処する以外のもので対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置を総合的に行うための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定・公表。

規定すべき具体的な項目は以下のとおり。

ア 強制抑留の実態調査等に関する基本的方向

イ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者についての調査（その埋葬された場所についての調査を含む。）

ウ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者の遺骨及び遺留品についてのその収集及び本邦への送還その他の必要な措置

エ イ又はウに掲げる措置と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

オ 戦後強制抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した戦後強制抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

カ 強制抑留の実態調査等として行う措置のうちイ～オに規定するもの以外のもので実施に関する基本的事項

キ 強制抑留の実態調査等についての地方公共団体及び戦後強制抑留者に関

する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者との連携に関する基本的事項

ク その他強制抑留の実態調査等に関する重要事項

(2) 戦後強制抑留者特別措置法に基づく基本方針の策定について

戦後強制抑留者特別措置法に基づく基本方針については、政府与党内の調整の結果、厚生労働省が関係府省の協力を得て原案を作成し、政府において策定するものとされている。

現在、関係省庁等と協議を行いつつ、その具体的な内容を検討しているところ。

参 考 资 料

1 平成23年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	36,829,556	33,149,724	▲ 3,679,832	
(項) 厚生労働本省共通費	4,321	3,880	▲ 441	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	4,321	3,880	▲ 441	
(項) 遺族及留守家族等援護費	32,991,682	28,754,086	▲ 4,237,596	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	32,991,682	28,754,086	▲ 4,237,596	
援護審査会経費	1,578	1,487	▲ 91	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	31,256,637	27,187,899	▲ 4,068,738	援護年金の支給 31,132百万円 → 27,060百万円
戦傷病者特別援護経費	842,975	662,322	▲ 180,653	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 166百万円 → 164百万円 2 医療費の支給 515百万円 → 394百万円
未帰還者留守家族等援護経費	49,743	25,293	▲ 24,450	3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,400円 → 29,400円 ・葬祭費 単価 201,000円 → 201,000円
未帰還者に関する特別措置経費	643	531	▲ 112	葬祭料 単価 201,000円 → 201,000円
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	384,083	435,003	50,920	戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給 (支給事務に要する経費等) 0 → 43百万円
昭和館等に係る経費	456,023	441,551	▲ 14,472	昭和館運営費 443百万円 → 429百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	1,402,206	2,233,658	831,452	
戦没者遺骨処理等諸費	873,656	1,766,271	892,615	※平和を祈念するための硫黄島特別対策事業 1,160百万円 1 遺骨帰還関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマルク・ソロモン諸島 ④パラオ ⑤インドネシア ⑥インド ⑦沖縄 ⑧硫黄島 ⑨モンゴル ○旧ソ連地域(⑩ザバイカル地方 ⑪アムール州 ⑫沿海地方 ⑬イルクーツク州) 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマルク・ソロモン諸島 ④パラオ ⑤インドネシア ⑥中国 ⑦モンゴル ⑧硫黄島 ○旧ソ連地域(⑨ハバロフスク地方 ⑩沿海地方 ⑪アムール州 ⑫グルジア) 3 慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	528,550	467,387	▲ 61,163	1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 334百万円 → 283百万円 (14地域) (14地域+3地 域) うち、洋上慰霊経費(22年度限り) 154百万円 → 0 2 千島ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 58百万円 → 47百万円

事 項	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
(項) 中国残留邦人等支援事業費	2,066,952	1,848,245	▲ 218,707	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	2,060,013	1,848,245	▲ 211,768	
中国残留邦人等に対する生活支援	966,168	809,605	▲ 156,563	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 403百万円 → 301百万円
定着自立援護	479,353	462,481	▲ 16,872	・「支援・相談員」の配置 502百万円 → 446百万円
帰国受入援護	562,539	534,061	▲ 28,478	・永住帰国見込世帯人員 26世帯99人 → 22世帯 82人
身元調査等	51,953	42,098	▲ 9,855	・一時帰国見込世帯人員 137世帯235人 → 127世帯 222人
北朝鮮在住日本人配偶者の故郷訪問事業に必要な経費	6,939	0	▲ 6,939	・訪中調査対象孤児数 34人 → 24人
(項) 恩給進達等実施費	364,395	309,855	▲ 54,540	・訪日調査対象者数 5人 → 4人
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	364,395	309,855	▲ 54,540	
資料整備諸費	298,977	255,860	▲ 43,117	1 援護関係資料の移管・整備の促進等 192百万円 → 255百万円
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	1,152	1,152	0	2 画像情報検索システム改修経費(22年度限り) 104百万円 → 0百万円
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	4,268	3,377	▲ 891	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	59,998	49,466	▲ 10,532	

社会・援護局(社会)計上分	9,310,936	9,657,983	347,047	
(項) 生活保護費	8,749,409	9,190,044	440,635	
中国残留邦人等に対する生活支援	8,749,409	9,190,044	440,635	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	467,939	▲ 93,588	
中国残留邦人等に対する生活支援	561,527	467,939	▲ 93,588	・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	46,140,492	42,807,707	▲ 3,332,785	
社会・援護局(援護)計上分	36,829,556	33,149,724	▲ 3,679,832	
社会・援護局(社会)計上分	9,310,936	9,657,983	347,047	

(参考) 平成23年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,184,203	1,134,775	▲ 49,428	
(項) 遺族及留守家族等援護費	448,103	460,842	12,739	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	443,239	455,978	12,739	
(目細)戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	71,627	68,749	▲ 2,878	
(目細)留守家族等援護事務委託費	32,959	32,317	▲ 642	1 留守家族等援護 124千円 2 未帰還者特別措置 166千円 3 戦傷病者特別援護 32,027千円
(目細)特別給付金等支給事務委託費	338,653	354,912	16,259	
(目)遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	12,354	17,790	5,436	
(目)旧軍関係等調査事務等委託費	6,230	3,187	▲ 3,043	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	6,230	3,187	▲ 3,043	
(目)遺骨収集等委託費	6,124	14,603	8,479	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	678,844	620,776	▲ 58,068	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	678,844	620,776	▲ 58,068	
(目細)特別給付金等支給事務委託費	439	439	0	
(目細)引揚者等援護事務委託費	678,405	620,337	▲ 58,068	「支援・相談員」の配置 445,916千円
(項) 恩給進達等実施費	44,902	35,367	▲ 9,535	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	44,902	35,367	▲ 9,535	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	9,069	5,462	▲ 3,607	
(目細)旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	35,833	29,905	▲ 5,928	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 26,634千円 2 戦没者叙勲等進達関係 3,271千円

事 項	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,310,936	9,657,983	347,047	
(項) 生活保護費	8,749,409	9,190,044	440,635	
(目)生活保護費等負担金	8,749,409	9,190,044	440,635	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	8,749,409	9,190,044	440,635	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	467,939	▲ 93,588	
(目)セーフティネット支援対策等事業費補助金	561,527	467,939	▲ 93,588	・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,495,139	10,792,758	297,619	
社会・援護局(援護)計上分	1,184,203	1,134,775	▲ 49,428	
社会・援護局(社会)計上分	9,310,936	9,657,983	347,047	

2 援護年金について

平成19年度より、援護年金額は、恩給と同様に、公的年金の引上率に（物価上昇率等により決定）を基準に自動改定する仕組み。

平成23年度の援護年金額について、仮に公的年金の引上率が1以下であれば、援護年金額は据置きとなる。

（1）障害年金（年額）

障害の等差	基本額	扶養親族加給	特別加給
特別項症	障害の状態に応じ	○ 戦傷病者の配偶者：193,200円	27万円
第1項症・ 第2項症	○ 公務傷病 9,729,100円	○ その他の扶養親族（子・孫・父母・祖父母）（※）	21万円
第3項症～ 第6項症	～961,000円 ○ 勤務関連傷病 7,417,100円 ～743,000円	【戦傷病者に配偶者がいる場合】 1人目・2人目：72,000円/人、 3人目～：36,000円/人 【戦傷病者に配偶者がいない場合】 1人目：132,000円、2人目：72,000円、 3人目～：36,000円/人	—
第1款症～ 第5款症		戦傷病者の配偶者加給のみ：193,200円	—

※ 戦傷病者の配偶者以外の扶養親族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の要件がある。

（2）遺族年金・遺族給与金（年額）

① 対象者

戦没者と生計関係にあった遺族に支給され、支給の優先順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順である。

この順位の最も高い者を「先順位者」といい、その他の者を「後順位者」という。

※ 戦没者の配偶者以外の遺族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の要件がある。

② 支給額

死亡の原因等	先順位者への支給	後順位者への支給
公務死亡等	1,966,800円	72,000円/人
勤務関連死亡・公務重症平病死	1,573,500円	56,400円/人
平病死（公務軽症者・勤務関連重症者）	557,600円	—
平病死（勤務関連軽症者）・公務傷病併発死	456,400円	—
勤務関連併発死	335,000円	—

※ 「平病死」とは、障害年金の受給権者が、その給付の原因となった公務傷病等以外の事由により死亡することをいう。

「併発死」とは、公務傷病等にかかり、在職期間又は退職後一定期間内に死亡し、かつ、公務傷病等と死亡の因果関係が不明確な場合をいう。

3 援護年金等受給者数

- (1) 援護年金受給者数 16,902人 (平成22年3月末)
- ① 障害年金 2,042人
 - ② 遺族年金、遺族給与金 14,860人

区 分	遺 族 年 金	遺 族 給 与 金
	人	人
公 務 死 亡	8,374	3,147
勤 務 関 連 死 亡	324	229
平 病 死 亡	1,106	864
併 発 死 亡	809	7
合 計	10,613	4,247

(2) 各種特別給付金等 (平成22年12月末)

- ① 第二十二回特別給付金 (200万円) 国債発行請求件数
(戦没者等の妻に対する特別給付金) 159,352件
- ② 第二十三回特別給付金 (100万円～15万円) 国債発行請求件数
(戦傷病者等の妻に対する特別給付金) 21,742件
- ③ 第二十四回特別給付金 (100万円) 国債発行請求件数
(戦没者の父母等に対する特別給付金) 100件
- ④ 第八回特別弔慰金 (40万円) 国債発行請求件数
(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金) 1,271,498件
- ⑤ 第九回特別弔慰金 (24万円) 国債発行請求件数
(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金) 35,458件

4 恩給関係経費について

1 恩給制度の歴史及び性格

明治8年の制度発足以来、136年を有する年金制度。国家補償たる性格を基本とし、一般財源を原資。

2 恩給の種類

本人に対する給付と遺族に対する給付、年功恩給と傷病恩給により大別

種 類		対 象 者	
本人給付	普通恩給	一定年限以上在職して退職した者（旧軍人(兵・下士官以下)12年、文官等17年)	
	傷病恩給	増加恩給	公務に起因する傷病により重度の障害を有する者
		傷病年金	公務に起因する傷病により比較的軽度の障害を有する者
		特例傷病恩給	本邦等で職務に関連する傷病により障害を有する旧軍人等
遺族給付	普通扶助料	普通恩給受給者の遺族	
	公務関係扶助料	公務扶助料	公務傷病により死亡した者の遺族
		増加非公死扶助料	公務以外の事由により死亡した増加恩給受給者の遺族
		特例扶助料	本邦等で職務に関連する傷病により死亡した旧軍人等の遺族
傷病者遺族特別年金	公務以外の事由により死亡した傷病年金又は特例傷病恩給受給者の遺族		

3 恩給受給者に対するサービスの向上

高齢化の顕著な受給者の負担軽減等、受給者等に対するサービスの向上を図るため、一層の業務の見直しを推進。

4 所要経費

	[平成23年度予算額]	[平成22年度当初予算額]	[対前年度増△減額]
一般会計（(項) 恩給費）	611,853,598千円	678,344,418千円	△66,490,820千円

	[22年度]	[23年度]	[対前年度増△減]
○ 恩給受給者数	843千人	→ 771千人	△72千人
○ 平成23年度の恩給年額については、平成22年度と同水準で計上。			

5 昭和館 について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階 常設展示室(戦中の人々の暮らし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示

6階 常設展示室(戦後の人々の暮らし)

昭和20年(終戦)から昭和30年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示

5階 映像・音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPLレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。

4階 図書室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる

3階 会議室

特別企画展などを開催

2階 広場

憩いの場

1階 懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)

特別企画展等(平成11年から毎年開催)

平成22年3月～5月	館蔵名品展～版画に描かれた昭和の風景～
平成22年7月～8月	終戦65周年記念 銃後の人々と、その戦後～出征遺家族の資料を中心として～
平成22年12月～平成23年3月	石川光陽写真展(東京ステーションギャラリーとの共催)
平成23年3月～5月(予定)	戦中・戦後のポスター(仮称)

巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)

平成22年10月16日～24日	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(三重県)
平成22年10月30日～11月7日	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(山形県)
平成23年10月8日～16日(予定) 10月22日～30日(予定)	愛媛県 山口県

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休館日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.showakan.go.jp

6しょうけい館について

●設置目的

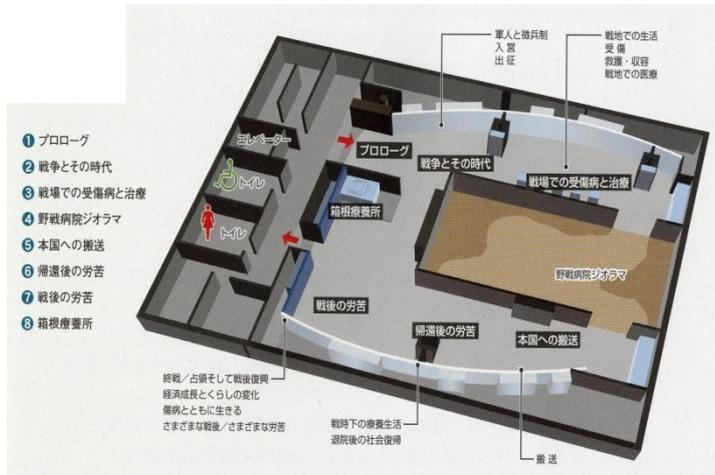
しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成18年3月開設)

●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、夏と春には企画展を開催し、それ以外の期間にはしょうけい館にて新規に制作した証言映像を中心とした企画上映会を開催しています。

企画展	
平成22年3月～5月	あふれる想い、伝える言葉～戦傷病者とその家族等が綴る体験記展～
平成22年7月～9月	昭和の夫婦～“戦傷病者の妻”が生きた時代～
平成23年3月～5月(予定)	戦傷病者の労苦を語る(仮題)

企画上映会	
平成22年9月～12月	新収録映像企画上映会

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13共同ビル
開館時間	10:00～17:30(入館は午後17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.shokeikan.go.jp